

令和3年度監査計画

(令和3年1月29日委員決裁)

1 実施する監査等の種類

- (1) 財務監査
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 例月出納検査
- (6) 基金運用状況審査
- (7) 健全化判断比率等審査
- (8) 内部統制評価報告書審査

2 監査等の対象、実施時期及び担当課室

別紙「監査等の対象、実施時期及び担当課室」のとおり

3 その他

前各項に定めるもののほか、必要な事項については、実施の都度定める。

監査等の対象、実施時期及び担当課室

1 財務監査及び行政監査

対 象	実施時期	担当課室
教育委員会（生涯学習部等） ^{注1、注2}	6月～3月	監査第一課
環境局 ^{注1、注2}		特別監査室
健康福祉局（高齢福祉部等） ^{注1、注2}		
区役所 ^{注3} （対象区は実施計画で定める。）		
緑政土木局 ^{注2} （工事）	4月～9月	工事監査室
スポーツ市民局 ^{注2} （工事）		
交通局（工事）	10月～3月	
観光文化交流局 ^{注2} （工事）		
必要に応じて実施計画で定める局室区 ^{注3}	6月～3月	特別監査室
全局室区 「図書購入及び管理」	4月～3月 （令和2年度から 2か年で実施）	

注1）区役所の行う事務のうち対象局が所管する事務に係るものを含む。

注2）財政局の行う契約事務のうち対象局が所管する事務に係るものを含む。

注3）監査は、実査当日に通知して実施する。

2 財政援助団体等監査

(1) 出資団体監査

対 象	所管局	実施時期	担当課室
名古屋食肉市場（株）	経済局	8月～3月	特別監査室
（公財）名古屋食肉公社			
名古屋テレビ塔（株）	観光文化交流局		
（公財）名古屋フィルハーモニー交響楽団			
（公財）名古屋市文化振興事業団 ^{注2}			

注1) 対象団体に関する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

注2) 公の施設の指定管理者としての指定管理業務も監査対象とし、指定管理業務に関する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

(2) 財政援助団体監査

対 象	所管局	実施時期	担当課室
名古屋市商店街振興組合連合会	経済局	8月～3月	特別監査室

注) 対象財政援助に関する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

(3) 公の施設の指定管理者監査

対 象	所管局	実施時期	担当課室
教育委員会（生涯学習部等）が所管する公の施設の指定管理者	教育委員会	6月～3月	監査第一課
健康福祉局（高齢福祉部等）が所管する公の施設の指定管理者	健康福祉局		監査第二課

注) 実施計画において定める公の施設の指定管理者を対象とする。

3 決算審査

対 象	実施時期	担当課室
一般会計及び特別会計決算審査	7月～9月	監査第一課 監査第二課
公営企業会計決算審査	6月～9月	監査第一課

4 例月出納検査

検査は、原則として毎月 25 日及び 26 日の両日に前前月の出納について行う。ただし、決算整理及び決算審査時期の検査は次のとおりとする。

- ・ 一般・特別会計の 5 月の出納：7 月上旬
 - ・ 公営企業会計の 3 月の出納：6 月上旬、5 月の出納：7 月下旬
- 区会計管理者の出納検査は 6 月～翌年 5 月の間に実施する。

対 象	担当課室
一般会計及び特別会計	監査第二課 特別監査室（区会計管理者に係るものに限る。）
公営企業会計	監査第一課

5 基金運用状況審査

対 象	実施時期	担当課室
基金運用状況審査 (土地基金、美術品等取得基金)	6 月～9 月	監査第二課

6 健全化判断比率等審査

対 象	実施時期	担当課室
健全化判断比率審査	8 月～9 月	監査第二課
資金不足比率審査		監査第一課 監査第二課

7 内部統制評価報告書審査

対 象	実施時期	担当課室
内部統制評価報告書審査	7 月～9 月	監査第一課 監査第二課